

## 「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)  
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA  
UNIVERSITÄT, TOKYO

### 行政法上の法律関係

---

---

---

---

---

---

---

---

### 民法第177条の適用(1)

- **最三小判昭和31年4月24日民集10巻4号417頁**: 国税滞納処分について民法第177条の適用を認めた。
- ・理由: 「滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものである」。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 民法第177条の適用(2)

- ・ **最一小判昭和35年3月31日民集14巻4号663頁**: 国税滞納処分について民法第177条の適用を認めた。
- ・その上で、被告人(税務署長)について「本件土地の所有権取得に対し登記の欠缺を主張するについて正当の利益を有する第三者に該当しないものと認むべき」であるとした。

---

---

---

---

---

---

---

---

会計法第30条の適用の問題(1)

- 最三小判昭和50年2月25日民集25巻2号143頁：自衛隊駐屯地内の車両整備工場における事故につき、損害賠償請求権の消滅時効は？
- 会計法第30条により、5年か？
- 民法第167条第1項により、10年か？

---

---

---

---

---

---

---

---

会計法第30条の適用の問題(2)

- 会計法第30条は、行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権で、他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用される。
- 事故について「被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とし、「私人相互間における損害賠償の関係とその目的性を異にするものではない」。

---

---

---

---

---

---

---

---

地方自治法第236条第1項の適用の問題

- 公立病院に係る市の診療費請求権の消滅時効は、地方自治法第236条第1項によって5年であると解すべきか。
- 「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係」であり、「公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである」。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 公営住宅の利用関係

- **最一小判昭和59年12月13日民集38巻12号1411頁**: 公営住宅の利用関係についても、一般法である民法および(借地)借家法の適用がある。
- **最一小判平成2年10月18日民集44巻7号1021頁**: 公営住宅を使用する権利は相続の対象とならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 建築基準法第65条の問題(1)

- ▶ 建築基準法第65条に基づき、(準)防火地域において耐火構造の外壁による建築物が建てられた。しかし、それは民法第234条に違反する状態にある。
- ①説 建築基準法第65条は民法第234条に対する特別法である。  
→ 相隣者の同意などがなくとも、建築基準法第65条に規定される要件を満たせば、民法上も建築は許される。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 建築基準法第65条の問題(2)

- ②説 建築基準法第65条は民法第234条に対する特別法ではない。  
→ 前者によって許される建物であっても、後者に違反してはならない。
- **最三小判平成元年9月19日民集43巻8号955頁**: 多数意見は①説、反対意見は②説。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 建築基準法第65条の問題(3)

- ・多数意見の趣旨:「建築基準法六五条は、耐火構造の外壁を設けることが防火上望ましいという見地や、防火地域又は準防火地域における土地の合理的ないし効率的な利用を図るという見地に基づき、相隣関係を規律する趣旨で、右各地域内にある建物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができることを規定したものと解すべきである。」

---

---

---

---

---

---

---

### 取締法規と統制法規

- ・公共の安全や秩序の維持を目的とする警察取締法規に違反した行為の場合は、私法上の効力は否定されない(最二小判昭和35年3月18日民集14巻4号483頁)。
- ・契約や取引の自由を規制することを目的とする統制法規に違反した行為の場合は、私法上の効力は否定される(最二小判昭和30年9月30日民集9巻10号1498頁)。

---

---

---

---

---

---

---